ヤミ金融事犯対策の推進について

令和５年９月６日
生企発第650号
本部長から
部長及び参事官、所属長宛て

（概要）

商品や債券の売買等通常の商取引を装った仮装型の無登録・高金利事犯など、新たな形態のヤミ金融事犯が後を絶たず、その手口はますます匿名化、巧妙化が進んでおり、いまだ多数のヤミ金融事犯が横行していることがうかがえることから、対策の推進を指示するもの。

指示内容は、

○　組織の総合力を発揮した対策の推進
○　適切な相談対応及び違法な取立行為への厳正な対処
○　取締りの推進
○　ヤミ金融事犯に悪用された犯行ツール対策の徹底
○　犯罪収益の剥奪と被害回復支援の推進
○　関係機関・団体との連携
○　警察職員に対する教養

等である。